

定額自動送金規定

2020年4月1日 改定

1 送金指定項目の届出

定額自動送金のお取扱いにあたっては、あらかじめ送金期間・送金月・送金日・送金金額・受取人名等をご指定のうえ当金庫にお届けください。

当金庫は、指定された送金日に指定金額を預金口座から引落しのうえ、テレ為替で受取人に送金いたします。この場合、預金の引落通知または振込領収等の送付は省略させていただきます。

2 手数料

このお取扱いにあたっては、当金庫所定の方法により表示する振込手数料および基本手数料をいただきます。手数料改定の際は、改定内容をホームページ、店頭等に掲示し、個別の通知は省略させていただきます。

3 送金金額

送金額は原則として毎月一定金額とします。ただし異例月を定めた場合は、年12回まで異なった金額を指定することができます。

4 指定預金口座からの引落し

① 指定預金口座からの引落しについては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手または預金通帳・払戻請求書等の提出を受けずに当金庫所定の方法により処理します。なお、振込手数料・基本手数料についても同様の方法により処理します。

② 指定預金口座の残高が、送金日当日の口座からの引落し処理時において、送金金額と手数料の合算金額に満たないときは、特に通知せずに、その月の送金は取り止めいたします。

(注)

5 送金の取り止め、変更等

送金を取り止める場合、または送金指定項目を変更する場合は、直ちに当金庫へお届けのうえ所定の手続きをお取りください。万一、届出がなかったことによって生じた損害等については、当金庫はその責を負いません。

6 解約

① この契約は、送金期間の満了をもって終了いたします。

② 指定預金口座が解約された場合は、この契約は自動的に解約されたものとして処理します。

③ この契約は、当金庫が必要と認めた場合はいつでも解約できるものとします。なお、これらの場合、解約通知は省略させていただきます。

7 免責事項

通信機器・回線およびコンピュータの障害等やおをえない事由によって送金が遅延することがあっても、そのために生じた損害について当金庫はその責を負いません。

8 規定の変更等

この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫は、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。また、この変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとし、変更日以降は、変更後の内容により取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

9 準拠法、合意管轄

① 本規定の準拠法は日本法とします。

② 本規定、サービス等に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫（本店）の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(注) 定額自動送金では、送金日当日早朝の当庫が指定預金口座から引落処理時に、指定口座の残高が不足した場合には、送金を取り止めいたします。

当庫の指定口座からの引落処理後に送金不足額の入金を行った場合でも、送金日に再処理はいたしません。

この場合、窓口等で別途振込手続きが必要となりますので、定額自動送金ご契約のお客様は、指定預金口座通帳により送金をご確認いただくようお願いいたします。

送金日前日までに、送金する金額と手数料および送金日に他の自動引落（公共料金やカード決済等）がある場合には、その決済金額を含めた金額をご入金ください。